

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【公表番号】特表2013-523549(P2013-523549A)

【公表日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-031

【出願番号】特願2013-503105(P2013-503105)

【国際特許分類】

B 6 5 D 1/02 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 1/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月28日(2014.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

自立式容器のための花弁状ベースであって、球状基礎ベース輪郭と、この基礎ベース輪郭を中断し、かつ、この輪郭から突出して対応の複数の脚部を形成する複数の回転橈円形状脚形成部とを有し、

前記各脚形成部は、前記基礎ベース輪郭にスムースに延出する凹状断面の橈円状共通部分を有し、

前記脚形成部は、中央突出部から放射状に延出しており、

前記中央突出部は、前記基礎ベース輪郭の最下方頂点を越えたレベルにまで延出し、且つ前記基礎ベース輪郭の曲率半径よりも小さな曲率半径を有し、

前記脚形成部と前記中央突出部とは、スムースに湾曲する遷移部分を介して互いに接続されており、

前記遷移部分の湾曲が前記脚形成部と前記中央突出部との湾曲の逆であり、

前記脚形成部、前記スムースに湾曲する遷移部分、及び前記中央突出部は、協働で、湾曲する断面を形成しており、

波状壁部が、前記脚形成部の内側部、前記脚形成部の間の谷部、及び前記中央突出部によって形成されるベース。

【請求項2】

前記基礎ベース輪郭は、その原線が前記ベースの中央軸心と一致する偏球である請求項1に記載のベース。

【請求項3】

前記基礎ベース輪郭は、実質的に半球状である請求項1又は2に記載のベース。

【請求項4】

前記脚形成部は長橈円である請求項1又は2に記載のベース。

【請求項5】

前記脚形成部は、扁長回転橈円形である請求項4に記載のベース。

【請求項6】

前記脚形成部は卵形である請求項4又は5に記載のベース。

【請求項7】

前記各脚形成部の断面の最も幅広部分は、当該脚形成部の内側端部に向けて内側にオフ

セットされている請求項 6 に記載のベース。

【請求項 8】

前記脚形成部は、それぞれの長手軸心を有し、これら軸心は前記ベースの中央軸心から径方向に延出する平面に位置する請求項 4 ~ 7 のいずれか 1 項に記載のベース。

【請求項 9】

前記脚形成部の前記軸心は、前記ベースの前記中央軸心から円錐状に外方に延出している請求項 8 に記載のベース。

【請求項 10】

前記脚形成部の前記軸心は、前記ベースの前記中央軸心から外方上方に延出している請求項 9 に記載のベース。

【請求項 11】

前記脚形成部の前記軸心は、前記ベースよりも下方の前記ベースの前記中央軸心上の位置において前記ベースの前記中央軸心と出会う請求項 10 に記載のベース。

【請求項 12】

前記共通部分 (intersection) は卵形である請求項 1 に記載のベース。

【請求項 13】

前記中央突出部は、前記容器の外側に対して実質的に凸状である請求項 1 に記載のベース。

【請求項 14】

前記中央突出部は、前記容器の内部に対して凹部を形成し、この凹部は、流体搬送チューブの自由端部を前記容器内に位置させ保持するように構成されている請求項 1 又は 13 に記載のベース。

【請求項 15】

前記中央突出部は、その面の数が前記脚形成部の数に対応する、実質的に多角形状である請求項 1 、 13 又は 14 に記載のベース。

【請求項 16】

前記谷部は、前記多角形状突出部の頂点から放射状に延出している請求項 15 に記載のベース。

【請求項 17】

前記谷部の幅は、前記ベースを横切って外側に行くにつれて広がる請求項 16 に記載のベース。

【請求項 18】

各谷部は、内側部分と外側部分とを有し、前記谷部の壁は、前記内側部分においてよりも前記外側部分においてのほうがより鋭利に分岐している請求項 17 に記載のベース。

【請求項 19】

前記谷部の壁は、この谷部の前記内側部分と前記外側部分との両方において分岐している請求項 18 に記載のベース。

【請求項 20】

平面視において、前記各脚形成部は、当該脚形成部の内側部分を介して内側端部へと内側にテーパする拡大中央領域を有する請求項 1 ~ 19 のいずれか 1 項に記載のベース。

【請求項 21】

前記脚形成部の前記内側部分は、前記ベースの周囲でセグメントされた状態で配置されている請求項 20 に記載のベース。

【請求項 22】

平面視において、前記各脚形成部は、前記拡大中央部分から当該脚形成部の外側部分を介して外側端部へと外側にテーパしている請求項 20 又は 21 に記載のベース。

【請求項 23】

請求項 1 ~ 22 のいずれか 1 項に記載のベースを備える自立式容器。

【請求項 24】

前記ベースの前記脚形成部のそれぞれは、その直径 (x) が、 $D_y / 0.5 \times = k$  、こ

こで、 $k$  は 3 . 6 ~ 5 . 5 である、のように前記容器の側壁直径 ( $D_y$ ) に関連する接触円周りで互いに離間する接触点を形成する請求項 2 3 に記載の容器。

【請求項 2 5】

$k$  は 4 . 0 ~ 5 . 3 である請求項 2 4 に記載の容器。

【請求項 2 6】

$k$  は 4 . 2 ~ 5 . 0 である請求項 2 5 に記載の容器。

【請求項 2 7】

3 MP / kg 以上の、材料使用量に対する平均バースト圧抵抗の比率を有する請求項 2 3 ~ 2 6 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 2 8】

40 リットル / kg 以上の、材料使用量に対する容量の比率を有する請求項 2 3 ~ 2 7 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 2 9】

前記容器の中央長手軸心にアラインメントされた流体搬送チューブを有し、当該チューブは前記容器の前記ベースと前記容器の開口部との間に延出している請求項 2 3 ~ 2 8 のいずれか 1 項に記載の容器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

その結果、脚形成部 16 の接触点 42 間の接触円内の中央領域が極めて硬くて（リジッド）で、それゆえ、内圧から破裂圧まで移動に対する耐性を有するものとなる。接触円内の領域の剛性は、脚形成部 16 の内側部 34、それらの間の谷部 22 と中央突出部 18 によって形成される波状壁部によって高められる。